

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	買受人の承認	
根拠法令・条項	堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第8条第3項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>規則の定めによる。 堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第8条第3項</p> <p>（買受人の承認及び取消し）</p> <p>第8条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、買受人承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の承認の申請者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>(1)破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2)市場の卸売業者又はその役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(3)次条の規定による承認の取消しを受け、当該取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4)市場において卸売業者から卸売を受けることにつき、必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5)売買取引の適正かつ健全な運営に支障があると認められる者であるとき。</p> <p>(6)申請者が法人である場合は、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるとき。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	15日程度
	標準処理期間を設定できない理由	